

「樹林葬墓地整備基本計画策定業務」公募型プロポーザル実施要領

1 趣旨

この要領は、「樹林葬墓地整備基本計画策定業務」委託にあたり、企画提案を募集し、企画提案に参加した業者から本業務を委託する候補者を選定するために必要な事項を定めるものである。

2 業務の概要

- (1) 委託業務名
樹林葬墓地整備基本計画策定業務
- (2) 業務の内容
別紙「仕様書」のとおり
- (3) 業務委託期間
令和6年7月1日から令和6年10月31日まで
- (4) 委託金額の上限
6,000,000円（消費税・地方消費税を含む）
- (5) 計画策定の対象（概要）
整備予定地：ひよどりごえ森林公園（神戸市北区山田町下谷上中一里山ほか）
整備規模：約3,000㎡（想定上限、具体は基本計画により定める）
令和6年度中に実施する詳細設計に必要な諸元を決定する。

3 契約に関する事項

- (1) 契約の方法
本業務については、神戸市契約規則及び神戸市所定の「委託契約約款」（別紙）に基づく委託契約を本市と締結する。契約内容は本市と協議の上、仕様書及び企画提案書に基づき決定する。
また、本業務について、本市の書面による事前の承諾なくして、第三者へ委託（請負その他これに類する行為を含む）（以下「再委託」という。）してはならない。
なお、本市は、当業務の全部又は大部分についての一括した再委託を承諾することはできない。
- (2) 委託料の支払い
委託金額の支払方法については、2回に分けて支払うものとし、1回目は契約金額の2分の1を事業着手日以降に、2回目は残額を業務完了日以降に本市の検査を経た後に、それぞれ適正な請求書を受理してから30日以内に支払うものとする。
本業務を遂行するために必要となる経費は、契約金額に含まれるものとし、仕様書に定めるものを除き、本市は契約金額以外の費用は負担しない。
- (3) その他
契約の締結に際し、万一、応募書類の記載内容に虚偽の内容があった場合は、契約締結をしないことがある。また、契約締結後、当該契約の履行期間中に、受注者が神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱に基づく除外措置を受けたときは、契約の解除を行う。

4 応募者資格

次に掲げる条件のすべてに該当すること。

- (1) 代表者及び役員に破産者及び禁固以上の刑に処せられている者がいる団体でないこと。
- (2) 神戸市指名停止基準要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- (3) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。
- (4) 神戸市における請負及び委託契約の業務について、これまで契約違反など履行状況が不良との評価を受けていないこと。
- (5) 銀行取引停止処分を受けていないこと。
- (6) 会社更生法に基づく再生手続き開始の申立又は民事再生法に基づく再生手続き申立がなされている団体（更生又は再生の手続き開始の決定がなされている者で履行不能に陥るおそれがないと神戸市が定めた団体を除く。）でないこと。
- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に基づく暴力団でないこと。また、従業員等が暴力団、暴力団員、暴力団関係者その他の反社会勢力でないこと。

- (8) 租税公課の滞納処分を受けていないこと。
- (9) 当該業務を受託することで、受託者が営む他の事業の営利活動につながるおそれがないこと。
- (10) 個人情報保護に関する内部規定を定めていること。
- (11) 複数の事業者等により構成される共同体を構成する場合は、上記(1)から(10)に掲げる要件を全て満たしていること。

5 事業者選定スケジュール

- (1) 実施要領等の配布： 令和6年4月30日(火曜)
- (2) 参加申請関係書類及び質問受付締切： 令和6年5月16日(木曜) 17時30分
- (3) 質問に対する回答： 令和6年5月21日(火曜) 予定
- (4) 企画提案書の提出期限： 令和6年6月13日(木曜) 17時30分
- (5) 提案審査会(プレゼンテーション)： 令和6年6月中旬予定
- (6) 選定結果通知： 令和6年6月下旬予定
- (7) 契約締結 令和6年7月1日
- (8) 委託業務開始： 令和6年7月1日

6 応募手続き等に関する事項

(1) 実施要領等の配布

令和6年4月30日(火曜) 14時から

神戸市ホームページ

斎園管理課(墓園)ホームページ

<https://www.city.kobe.lg.jp/a60186/kurashi/memorial/cemetery/index.html>

「事業者募集のご案内」のページ

<https://www.city.kobe.lg.jp/a57337/business/recruit/index.html>

に掲載

※上記WEBページからダウンロードすること。神戸市健康局斎園管理課での配布は行わない。

(2) 参加申請手続き

①受付期間

令和6年4月30日(火曜)から令和6年5月16日(木曜) 17時30分まで(必着)。

②提出先

神戸市健康局斎園管理課(郵送又はEメール。住所、メールアドレスは本書末尾に記載。)

・Eメールによる場合は、メールの件名は、「樹林葬墓地整備基本計画策定業務 **参加申請手続き** (事業者名)」とすること。

・郵送による場合は、配達日時及び配達を証明できる方法とすること。

・Eメール、郵送した後、斎園管理課まで電話(078-322-5251。受付時間は、土日祝を除く9時00分~12時00分、13時00分~17時30分まで。以下、電話の受付時間は同様とする。)すること。

③提出書類

ア 参加申請書(様式1号)

イ 法人・団体概要がわかる資料(様式自由、パンフレット等で可)

ウ (共同企業体を結成する場合)共同企業体結成届出書(様式2号)

【神戸市の入札参加資格がない場合】

エ 法人登記簿謄本(写し)

オ 納税証明書(国税及び地方税)(写し)

カ 法人印鑑登録証明書(原本)

キ 神戸市契約等からの暴力団関係者排除に係る誓約書(様式3号)

※エ、オ、カは、提出日時点で発行日より3か月以内のものとする。

④参加資格の喪失

参加申請書類の提出後、申請者が次のいずれかに該当するときは、参加資格が喪失する。なお、提案審査会の開催後に、評価点が最も高い申請者が次のいずれかに該当することが発覚したときは、評価点の次点の申請者を本業務の契約候補者として繰り上げることとする。

- ・本書4の応募者資格要件を満たさないことが発覚したとき。
- ・本書6(2)③に定める提出書類に虚偽の記載をしたとき。

⑤質問の受付

ア 受付期間

令和6年4月30日(火曜)から令和6年5月16日(木曜)17時30分まで

イ 提出方法

質問票(様式4号)に記載の上、Eメールで神戸市健康局斎園管理課に提出。メールの件名は、「樹林葬墓地整備基本計画策定業務 **質問票**(事業者名)」とすること(郵送は不可)。

ウ 回答方法

参加者全者に対し、令和6年5月21日(火曜)(予定)までにEメールにて回答し、神戸市ホームページに掲載する。ただし、質問した業者名は公表しない。また、質問又は回答の内容が公開することにより質問者の不利益となると判断したものについては、質問者のみに回答する。

(3) 企画提案書の提出

①提出期限

令和6年6月13日(木曜)17時30分(必着)

②提出先

神戸市健康局斎園管理課(郵送又はEメール)

- ・Eメールによる場合は、メールの件名は、「樹林葬墓地基本計画策定業務 **企画提案書**(事業者名)」とすること。
- ・郵送による場合は、配達日時及び配達を証明できる方法とすること。
- ・Eメール、郵送した後、斎園管理課まで電話連絡すること。

③提出書類

ア 企画提案書提出書(様式5号)

イ 企画提案書(様式自由、A4サイズ)

【必須記入項目】

- 神戸市における墓地の将来需要の認識
- 樹林葬墓地(いわゆる樹木葬墓地のうち、里山型と言われる自然活用型のもの)に対する需要の認識
- 本業務に対する考え方、実施方針、スケジュール
- 本業務にかかる実施組織体制・支援体制
- 本業務に従事するスタッフの経歴(業務経験、専門性等)
- 類似業務実績(需要調査、測量業務、設計業務)

※企画提案書については、提案事業者、業務従事者名が特定できる情報を記載しないこと。

ウ 見積書(様式自由、A4またはA3サイズで印刷可能なもの。内訳がわかるように記載すること。)

7 選定に関する事項

(1) 選定基準

審査は、次に示す観点から、総合的に公平かつ客観的な審査を行い、評価するものとする。

	評価基準	配点 (合計 100点)	採点要旨	
方針等	業務の目的・内容を正しく理解しているか	10点	・墓地をとりまく現状を理解しているか ・客観的根拠に基づく政策形成の必要性を理解しているか	
	需要予測方法は適切か	10点	・樹林葬墓地の需要予測の手法は適切か	
	埋蔵方法、必要施設の検討手法は適切か	10点	・樹林葬墓地への利用者ニーズや墓参者の利便と、整備場所の特性(公園内)・法規制と整合の取れた検討方針となっているか	
	業務遂行にあたっての総合的な視点、姿勢	10点	・具体的かつ実効性のある考え方、実施方針が示されているか。 ・本業務への意欲、決意が感じられる考え方、実施方針が示されているか。	
業務運営方法	実施体制・人員体制は妥当か	15点	・本業務を円滑に遂行できるスタッフの人員や配置体制が構築されているか	
	再委託の体制	5点	・再委託等を予定している業務は明確になっているか ・再委託等を行う場合の役割分担・責任体制は適切か(再委託を行わず全て事業者で実施する場合は満点とする)	
	外部専門家の活用方法	5点	・予定する学識経験者等の専門性、意見聴取の方法は妥当か	
	スケジュール	5点	・円滑に業務履行が可能なスケジュールとなっているか	
	従事者の業務経験・専門性	5点	※1のとおり	
	類似業務実績の豊富さ	5点	※2のとおり	
地元企業であるか		10点	・本店を市内に有している場合 10点。支店等が市内に有している場合 5点。有していない場合は 0点。(共同企業体で参加する場合は、構成員となる企業すべての本店・支店所在地にて判断し、その平均点とする)	
見積金額	10点× <table border="1" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr> <td>全参加事業者 の中で最低の 見積金額</td> </tr> </table> <hr style="width: 100%;"/> 企画提案事業者 の見積金額	全参加事業者 の中で最低の 見積金額	10点	・全参加事業者の中で最低の見積金額を提案した事業者は 10点となる。 ・見積金額が本書 2(4)の委託金額の上限を超えている場合は選定しない。
全参加事業者 の中で最低の 見積金額				

※1 従事者の業務経験・専門性の評価基準は以下のとおりとする。

- ・技術士資格(建設部門)を有する場合 1名につき 1点(3点まで)
- ・過去5年間に国または地方自治体の発注する計画策定業務に従事した者(上記と重複可) 1名につき 1点(2点まで)

※2 類似業務実績の豊富さの評価基準は以下のとおりとする。

- ・墓地整備（樹林葬墓地に限らない。）に関する基本計画、基本設計の策定実績（国、地方公共団体及び外郭団体等に限らない。） 1件につき1点（3点まで）
 - ・上記のうち地方公共団体の発注にかかるもの 1件につき1点加算（2点まで）
- 共同企業体で参加する場合のそれぞれの業務実績は、あわせての業務実績として評価する。

（2）選定方法

- ① 本企画提案の審査については、「樹林葬墓地整備基本計画策定」委託事業者選定委員会が行い、その意見を受けて契約候補者を選定する。
- ② 選定委員は、上記の選定基準に沿って企画提案書等の審査を行う。
- ③ 提案審査会（プレゼンテーション）
 - ア 日時
令和6年6月中旬予定 日時は別途通知する。
 - イ 場所
神戸市役所内会議室予定
 - ウ 方法
 - 企画提案書によるプレゼンテーション
モニターは使用可能。追加資料の配布は不可。
 - 状況により、オンラインでのプレゼンテーションに変更する場合がある。
 - プレゼンテーションの順番は、企画提案書の受付順とする。
 - プレゼンテーションの時間は、セッティング及び質疑応答にかかる時間を含み1提案者30分以内とする。そのうち、質疑応答の時間は最低でも10分は設けること。
 - プレゼンテーションは非公開とする。
 - プレゼンテーションの際は、提案者が特定できる情報の発言等は行わないこと。
 - 60点（満点の6割）を最低基準点とし、60点未満の者は失格とする。
 - 本事業に申請する者が1者であっても、提案審査会を開催する。
- ④ 契約候補者の選定
各選定委員の採点の合計点により順位を決定する。なお、評価点が最も高い者が複数いる場合は、「業務運営方法」の得点が高い方を優先し、なお同点の場合は「業務準備方法」の得点が高い方を優先する。

（3）失格事由

次のいずれかに該当した場合は、選定対象から除外する。

- ① 選定委員に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求めること
- ② 他の参加者と企画提案の内容またはその意思について相談を行うこと
- ③ 事業者選定終了までの間に、他の参加者に対して企画提案の内容を意図的に 開示すること
- ④ 提出書類に虚偽の記載を行うこと
- ⑤ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと

（4）選定結果の通知及び公表

評価結果及び選定結果は決定後速やかに、全ての参加者に通知し、また、本市ホームページに掲載する。

8 その他

- （1）企画提案書の作成に要する費用は、参加者の負担とする。
- （2）提出された書類について、予め提案審査会前に内容の確認を行う場合がある。
- （3）採用された企画提案書は、神戸市情報公開条例に基づき、非公開情報（個人情報、法人の正当な利益を害する情報等）を除いて、情報公開の対象となる。
- （4）提出された書類は返却しない。
- （5）提出された企画提案書は、審査・業者選定の用以外に応募者に無断で使用しない（神戸市情報公開条例に基づく公開を除く）。
- （6）参加申請後に神戸市指名停止基準要綱に基づく指名停止又は神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱に基づく除外措置を受けた者の公募型プロポーザル参加は無効とする。

9. 問い合わせ先（資料提出先）

神戸市健康局斎園管理課

住所：〒650-8570 神戸市中央区加納町6-5-1 市役所1号館20階

電話：078-322-5251 Eメール：saien_keiyaku@office.city.kobe.lg.jp

(様式1号)

参加申請書

令和 年 月 日

神戸市長 あて

(申請者(代表者))
所在地
法人・団体名
代表者役職・氏名
(申請に関する担当連絡先)
部署・職名
氏名
電話番号
E-mail

委託事業者公募(プロポーザル)について、下記のとおり申請します。また、実施要領の参加資格を(共同企業体の構成員も含め、)すべて満たすことを誓約します。

記

1. 件名 樹林葬墓地整備基本計画策定業務

2. 添付書類

- ・会社概要(様式自由)
- ・共同企業体参加届出書(様式2号) <必要な場合>
- ・法人登記簿謄本 <必要な場合>
- ・法人税、消費税及び地方消費税、県税、市町村税の各納税証明書 <必要な場合>
- ・神戸市契約等からの暴力団関係者排除に係る誓約書(様式3号) <必要な場合>

3. 構成員 ※共同企業体での応募の場合のみ記入してください。

共同企業体の 構成員	所在地 法人・団体名 代表者役職・氏名
	所在地 法人・団体名 代表者役職・氏名
	所在地 法人・団体名 代表者役職・氏名

記入欄が足りない場合は、欄を追加して使用してください。

(様式2号)

令和 年 月 日

神戸市長 あて

共同企業体結成届出書

件名 樹林葬墓地整備基本計画策定業務

上記件名の公募型プロポーザルに参加するため、共同企業体を結成し、下記のとおり代表者及び代表者の権限を構成員全員一致で決めましたので届出ます。

なお、当該件名の委託事業者を選定された場合は、各構成員は当該件名の委託事業者としての業務の遂行及び業務の遂行に伴い当共同企業体が負担する債務の履行に関し、連帯して保証します。

共同企業体	名称	
	所在地	
	代表者	
共同企業体の構成員 (共同企業体の代表者含む)	所在地 団体名 代表者氏名	
	所在地 団体名 代表者氏名	
	所在地 団体名 代表者氏名	
共同企業体の成立、解散の時期及び存続期間	令和 年 月 日から事業終了後3か月を経過する日まで。ただし、当共同企業体が上記件名の委託事業者とならなかったときは、当該委託事業者とならなかった日に解散するものとします。また、当共同企業体の構成団体の加入、脱退又は除名については、事前に神戸市の承認がなければこれを行うことができないものとします。	
代表者の権限	1 本提案募集の参加及び提案に関する件 2 神戸市との契約に関する件 3 経費の請求受領に関する件 4 その他契約に関する件	
その他	1 本届出書に基づく権利義務は他人に譲渡することはできないものとします。 2 代表者の権限に属する事項以外の事項については、構成員全員で構成する運営委員会において、多数決により決するものとします。	

(備考) 共同企業体の構成員の数が4以上になる場合は、この様式に準じて様式を作成すること。

神戸市契約等からの暴力団関係者排除に係る誓約書

神戸市長 あて

申請者

所在地

団体名

代表者名

樹林葬墓地整備基本計画策定業務委託契約（以下「本契約」という。）に関する公募型プロポーザルに参加するにあたり、「神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱」（平成22年5月市長決定）第5条各号に基づき、神戸市が行うすべての契約等からの暴力団等を排除していることを認識したうえで、下記の事項について事実と相違ないことを誓約します。

後日誓約した内容に違反する事実が判明した場合、もしくは応募受付後、審査・選定までの間に誓約した内容に違反した場合は、無効又は失格、契約解除や損害賠償請求等、貴市が行う一切の措置について異議の申し立てを行いません。

記

- 1 暴力団等排除要綱第5条第1項各号のいずれにも該当しません。
- 2 暴力団等排除要綱第5条第1項各号に該当する事由の有無を確認するため県警へ照会を行うことに合意し、貴市の求めに応じ速やかに役員等名簿の提出を行います。
- 3 暴力団等排除要綱第5条第1項各号に該当する者を下請負人（一次及び二次下請以降すべての下請負人を含む。以下同じ。）又は他契約の履行に関連する契約の相手方（以下、「下請負人等」という。）としません。また、県警への照会の結果又は県警からの通報により、下請負人等が暴力団等排除要綱第5条第1項各号のいずれかに該当することが明らかになった場合には、元請人の責任において当該下請負人等との契約を速やかに解除します。また、貴市の求める期限内に当該下請負人等との契約の解除ができない場合には、契約解除や損害賠償請求等、貴市が行う一切の措置について異議の申し立てを行いません。
- 4 当該契約に関して元請として下請等と契約を締結した際、下請負人等に対し神戸市長あて誓約書の提出を求め（一次下請が二次下請と契約を締結した際は、二次下請に対し神戸市長あて誓約書の提出を求め、以降全ての下請負人間の契約についても同じ。）、元請の責任において貴市に対して当該誓約書の提出を行います。
また、契約に係る一連の手続きにおいて、締結しようとしている契約についての事務の連絡を行う者その他の関係者等に関して貴市が県警照会の必要性を認めた場合、関係者に対して当該誓約書の趣旨を説明の上で関係者より誓約書及び役員等名簿の提出を求め、速やかに貴市に対して提供を行います。
- 5 暴力団等排除要綱第5条第1項各号のいずれかに該当することが明らかになった場合、県警からの回答等の内容について、外郭団体等を含む貴市関係部局が情報を共有すること、並びに暴力団等排除要綱に従い措置対象者名等について公表を行うことについて承諾します。

(様式4号)

令和 年 月 日

質問票

神戸市長 あて

「樹林葬墓地整備基本計画策定業務」公募型プロポーザル実施要領及び仕様書に関して、下記のとおり質問票を提出します。

質問者	法人・団体名		質問票枚数
	部署・職名		
	担当者名		
	TEL		
	E-mail		

資料名		ページ	
項目名			
質問内容			

- ・ 質問は、本様式1枚につき1問とし、簡潔にまとめて記載してください。

(様式5号)

令和 年 月 日

企画提案書提出書

神戸市長 あて

(申請者)
所在地
法人・団体名
代表者役職・氏名
(申請に関する担当連絡先)
部署・職名
氏名
TEL
E-mail

下記の委託事業者募集について、別添のとおり企画提案書を提出します。

記

件 名 樹林葬墓地整備基本計画策定業務

【提出書類】

- ・企画提案書 (様式自由)
- ・見積書 (様式自由)